

令和3年度（2021年度）第6回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和3年（2021年）9月7日（火）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
議案第2号 スクール・ミッション（素案）の策定について
議案第3号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書採択について
議案第4号 令和3年度熊本県近代文化功労者の決定について

(2) 報告

- 報告（1） 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会のこれまでの対応及び今後の方向性について
報告（2） 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について
報告（3） 令和3年度（2021年度）全国学力・学習状況調査の結果について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号は人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第3号、報告（1）から報告（3）を公開で審議し、非公開で議案第4号を審議した。

(4) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。9月定例県議会に提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。

該当の議案は、2ページに掲載の知事からの依頼文中「記」以下の項目です。

まず、第1号が9月補正予算関係の議案ですが、3ページから10ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、11ページと12ページに整理しています。

11ページは9月補正予算の総括表です。今回の補正については、最下段「教育委員会の合計」欄の左から3番目となりますが、8,002万円余の増額で、その内訳を次の12ページに記載しています。

各事業の内容について御説明します。

1は、新型コロナウイルス感染症の影響で入国が延期になったALTの来日に要する経費、2から4は、それぞれ県立高等学校、特別支援学校、装飾古墳館における手洗い場の自動水洗化等を行うもの、5は、美術館分館に非接触型自動温度計を設置するもの、6は、県立図書館の図書購入等を行うものです。

また、債務負担行為補正（追加）については、令和4年4月から開催する県立美術館展覧会の準備経費として必要な負担金に係る債務負担行為の設定を行うもの、債務負担行為補正（変更）については、ICT支援員配置業務に係る委託契約が必要であることから、債務負担行為の設定を行うものです。

14ページをお願いします。14ページから21ページの4議案は、いずれも財産の取得で、工業関係高校にデジタル化対応の産業教育設備を整備するものです。

まず、14ページ、15ページは第13号議案です。15ページの「1 取得理由」にありますように、工業関係高校8校で使用する教育用端末等を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他7校に、端末、プリンタ及び大型提示装置を導入します。契約の相手方は株式会社熊本計算センター、納入期限は令和4年2月28日、契約金額は1億6,500万円、契約の方法は一般競争入札（WTO）です。

3のスケジュールですが、9月議会議決後に本契約の締結を予定しています。

続いて、16ページ、17ページの第14号議案です。17ページの「1 取得理由」にありますように、工業関係高校6校で使用する工作機械（CNC旋盤）を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他5校に導入します。契約の相手方は株式会社鈴屋商会熊本、契約金額は1億3,127万4千円です。なお、納入期限、契約の方法、及びスケジュールについては、第13号議案と同様です。

続いて、18ページ、19ページの第15号議案です。19ページの「1 取得理由」にありますように、工業関係高校8校で使用する工作機械（マシニングセンタ）を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他7校に導入します。契約の相手方は関東物産株式会社熊本営業所、契約金額は2億6,554万円です。なお、納入期限等については第13号議案と同様です。

続いて、20ページ、21ページの第16号議案です。21ページの「1 取得理由」にありますように、工業関係高校4校で使用する工作機械（NCルーター）を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他3校に導入します。契約の相手方は有限会社泊工機、契約金額は1億560万円です。なお、納入期限等については第13号議案と同様です。

次に、22ページをお願いします。第35号議案ですが、熊本県育英資金貸付

金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。

23ページの条例等議案関係（概要）の「2 専決処分理由」にありますように、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「スクール・ミッション（素案）の策定について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第2号の説明の前に、資料35ページを御覧ください。スクール・ミッション素案の御説明の前に、現在取り組んでいます「魅力ある学校づくりに向けた取組みについて」、その進捗状況を御説明します。

①熊本スーパーハイスクール構想ですが、これはスクール・ミッションの策定と併せて、破線枠囲みで示しています新たな4つの本県独自の学びの方向性やスーパーサイエンスハイスクール等の国指定事業等を生かしながら、各学校の魅力や特色をさらに磨き上げ、すべての県立高校を「スーパーハイスクール」としてその魅力や特色を広く発信していくものです。現在、各学校がこの4つの例示等を踏まえ、自校の学びの方向性や魅力化について検討しています。今後、各学校の希望状況等を踏まえ、指定校の事業化に向けて検討していきます。

次に、②④新たな学科等の設置検討状況ですが、破線枠囲みの中に明記しています3高校において取り組んでいます。

次に、⑤高大等連携の推進については、県立大学との連携協定に基づく意見交換を6月に実施し、7月には肥後銀行との連携協定を結んでいます。内容としては、大学の一部科目の受講及びその単位取得に関する検討や、専門高校における産業実務家教員による指導等についてその支援と充実を図っています。

次に、⑥県立高校 One Team プロジェクトとして、県立高校間連携による魅力化を推進しています。資料には、取組み事例として3例を示しています。

資料裏面36ページをお願いします。こちらには、これまで取り組んできています内容等について、改めて⑦から⑭までを示しています。

以上のような、魅力ある学校づくりに向けた取組みを進めながら、これまで各学校との意見交換等を行い、今回、スクール・ミッション素案の策定作業を進めてきました。

8月の定例教育委員会において、学科改編等の関連から鹿本高校及び菊池高校のスクール・ミッションについては、すでに御審議等いただいております。その際、他のすべての高校のスクール・ミッション素案の方向性等についても事前に御説明していますので、本日は、県北から高森高校、県央から熊本西高校、県南から八代高校と水俣高校の4校を例に挙げ、御説明します。

それでは、資料6ページ、通し番号5番、熊本西高校を御覧ください。資料にありますとおり4段落構成とし、最後の特色・強みのところに今後の魅力化等について明記しています。熊本西高校については、「大学や企業と連携した探究活動」等の充実や「ICTを活用した先進的な学び」を推進します。また、普通科、サイエンス情報科では「科学的思考力の育成」等の推進、普通科体育コースでは「トップアスリートの育成」等を目指すこととしています。

次に、資料13ページ、通し番号16番、高森高校を御覧ください。高森高校の今後の魅力化については、県のスーパーグローバルハイスクール事業の取り組みの成果を生かし、「地域密着型の学び」を充実させるとともに、ICTを活用し「遠隔授業等による学び」を推進します。また、「マンガを通じた地域活性化策に連動した新たな学びによる特色化」を図ることとしています。

次に、資料16ページ、通し番号21番、八代高校を御覧ください。八代高校の今後の魅力化については、「実践的な英語教育」のさらなる発展や、「持続可能な開発目標(SDGs)の視点」を意識した「探究活動の更なる深化」を図ります。また、グローバル化に対応した素養・能力を育成するため「国際バカロレア」の導入を目指すこととしています。

次に、資料17ページ、通し番号24番、水俣高校を御覧ください。水俣高校の今後の魅力化については、国のスーパーグローバルハイスクール事業で構築したネットワークを活用し、「水俣環境アカデミアや大学等との連携を通じた、探究的活動や学科横断による深い学びを実現」していきます。

なお、水俣高校定時制についても、資料18ページに明記しています。水俣高校定時制の今後の魅力化については、「ICTも効果的に活用しながら、一人一人の学び方を尊重した学習環境の充実を図り」、「主体性と自己肯定感を高める教育を展開」していくこととしています。

今後は、このスクール・ミッション素案をもとに、各学校が自校において育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針の3つをスクール・ポリシーとして策定する作業を進めていくとともに、スクール・ミッション素案についても学校運営協議会等を活用しながら再度地域の意見等を伺い、年度末を目途に、スクール・ミッションとスクール・ポリシー併せて策定・公表する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

木之内委員

スクール・ミッションの作り方として、各学校の特長を出そうとしている全体的な考え方は素晴らしいと思っています。そのような中で、今までもスーパーグローバルハイスクール等を、試験的に実施されていますが、取り組み後も継続的に話題に上がる等、その地域の中学校の先生方の捉え方等について教育委員会で把握していますか。また、高校入試や中学生に何らかの影響を及ぼしているかどうか聞いていれば教えてください。

高校教育課長

国の事業や県で取り組んでいる事業では、地域に着実に根付いています。地域と一体となって高校が取り組んでいて、地域の協力もこれまで以上に得られている状況にあり、特に行政部局、また、商工会の支援もいただいています。

このスクール・ミッション素案でもこれまでの取り組みをまったく無に帰するの

ではなく、これまでの取組みをソフトランディングさせながら、今回のスクール・ミッションにも組み入れ、そこを特色として継続させて、発展させていきたいと思っています。

中学校の校長先生には、コンソーシアム等で委員等を務めていただき、取組みに関しても評価していただいている、それぞれ中学校に持ち帰り、先生方にも伝えていただき、中学生に対しても直接、高校生からPRさせていただいています。ただ、一昨年からのコロナ禍の状況で、高校生が、中学生に課題研究等で取り組んだ内容等を伝える機会が乏しくなっていることや、高校の先生方と中学校の先生方が、膝を突き合わせて話す機会が少し不足しているという面も否めません。中学校から支援はしていただけていますが、高校入試の生徒募集にどれだけつながっているか、その部分については検証中です。

木之内委員

ありがとうございます。このコロナ禍という意味では、仕方がないことであるという面もありますが、地域の中に影響は出ていると肌感覚では感じています。

このような取組みをどのように継続していくか、今はコロナで難しいですが、中学生が高校の取組みを見る機会等を増やしてもらおうと学校に対する地域の印象も変わってくると思います。

田口委員

感想とお願いになりますが、すべての学校、実業系、定時制、通信制、分校に至っても特色を見いだして、それに向かって頑張っていく、熊本スーパーハイスクール構想は大変すばらしいと思います。

中学校では、単に偏差値で輪切りにして、高校の選択肢がなく行ってしまうこともあるかと思いますが、何となく行ってしまった生徒さんでも、高校に入ってから特色ある学びを得ることができて、ここに来てよかった等、自分の高校に誇りをもって卒業できるように、県教育委員会でも御支援いただければと思います。よろしくお願いします。

吉井委員

この資料は、大変面白く読ませていただきました。特に高森高校のマンガを活用した取組みや県立高校のOne Team プロジェクトは、読んでいて思わず「頑張れ」と言ってしまうました。それぞれの地域で連携する、山と海等、面白い発想であると思いました。

ICTの1人1台端末の整備が9月に完了ということですが、そろそろ終わる頃かと思います。しかし、熊本県に限らず、日本全国どこでも1人1台整備を目指している県がたくさんあるようなので、熊本県がICT教育日本一を目指すのであれば、1人1台を徹底するだけでなく、使い方を考え、いかに教育の中に入れていくか、勉強のみならず、今のコロナの中で、学校と家にいる生徒さんをつなぐ方法や、不登校の生徒さんをつなぐ等、通常考えられる授業以外の方法を使いこなして、熊本県がICT教育日本一になって欲しいと思いました。

スクール・ミッションに、定時制、通信制もありましたが、もっと不登校の生徒さんの受け皿であるということもアピールしていいのではないかと思います。

中学生が進学時に選ぶということよりも、高校に進学した後どうしても学校に馴染めなかった生徒さんがそこで選ぶという場合がありますので、後になってから、不登校になった生徒さんやその保護者の方に、こういう学び方があったと記憶に残しておく、その時点で選ぶという方法もありますので、ここはもう少し推してもいいのではないかと思います。

教育政策課長

I C T関係で補足をさせていただきます。1人1台端末ですが、9月に完了予定になっていて、もうすぐすべての県立高校に1人1台端末の配備が完了します。

吉井委員からありましたように、今後はいかに活用していくかが非常に重要だと認識しておりまして、県も昨年からI C Tの活用に関する教員の指導力を高めるための研修をパッケージ化して教職員の先生方に提供し、積極的な受講を促しています。

また、小中学校の教員についても各市町村を通して、教育事務所単位でしっかりと横の連携を取りながら指導力を高めるための支援を行っている状況です。今後も引き続き活用指導力向上の取組みを進めていきたいと考えています。

高校教育課長

高校教育課です。現在も定時制、通信制の高校については、学び直しの機会、カリキュラムや転編入の柔軟な対応をされていて、そういうところを学校の特色としてP Rしていますが、いただきました御意見をしっかりと踏まえ、さらに全面的にP Rして中学生の生徒さんや高校に進学された後、進路変更をされる方に学びの継続ができるよう、周知をしていきたいと思えます。

また、10月末には、すべての県立高校の特色等をまとめました学校紹介のパンフレットを県内の中学生に配付する予定にしています。これから、そのパンフレットの素案を中学生と高校生、中学生の保護者にも意見照会をかけまして、その意見を踏まえてパンフレットを作成し、配付しようと思っています。11月中旬には、特設のホームページが立ち上がりますので、そこでしっかりと県立高校の魅力を伝えていきたいと考えています。

西山委員

スクール・ミッションを各高校が持ち、目指す姿、使命、ベクトルを合わせるということで大変素晴らしいと思っています。そんな中に、これを具現化していく実務の部分で、高校が主体になるのはもちろんですが、地元自治体や行政が力強く、学校、企業、関係団体等との連携をコーディネートする役割としてサポートしていただければ非常にありがたいです。

そのような連携を具体的にするために、高校と自治体の組み合わせというのはよく分かりませんが、各自自治体に、例えば県立高校スクール・ミッションを具現化する担当を置いていただきながら、地域でこのミッションを具現化するサポート体制を構築していただければ、一体となった動きになると思えます。

スクール・ミッションは、素晴らしいミッションですから、これを具現化するところで御支援いただければと思いました。

高校教育課長

今回、この素案を作る過程でも学校と地域と学校が所在します行政部局の担当者に、学校運営協議会等の委員を務めていただき、そこでの御意見を踏まえつつ、しっかりと行政部局の支援もいただきながら、一体となって取り組んでいきたいと考えています。

なお、県立高校の所在するすべての自治体の首長に対しては、岩本県立学校教育局長が、4月以降に訪問され、スクール・ミッション策定や行政としての支援等のお願いに対して快諾もいただいています。自治体によっては複数の学校が所在するところもありますが、そこは複数校に行政部局の方が分かれてそれぞれの学校運営協議会に参加いただいて支援をいただいています。

教育長

他はよろしいですか。

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 議案第3号 「県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択について」

高校教育課長

高校教育課です。県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用している教科用図書について御説明します。

表紙の次のページを御覧ください。高等学校、特別支援学校高等部で使用する教科書は、①文部科学省検定済教科書、②文部科学省著作教科書、③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のそれぞれがあり、高等学校用は①②が教科書目録に、特別支援学校用は②が教科書目録に掲載されています。また、学校教育法附則第9条の規定により、①②に教科書がない教科・科目や特別支援学校において①②が生徒の実態に合わない場合は、一般に市販されている図書を教科書として使用することが可能となっています。

次に、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れについて御説明します。資料下段2を御覧ください。

各学校は、校内教科書選定委員会を設置し、校長は校内教科書選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等を県教育委員会に報告します。各学校の校長の報告を受けて、事務局では提出された資料を確認し、必要に応じて各学校へ指導、助言を行いました。8月26日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議しました。教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で審議していただくこととなります。

なお、教科書の選定は、文部科学省からの教科書の採択に関する通知及び委員のお手元にあります教科書目録、県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき、行うこととなります。基本方針は資料1ページ、選定基準等は資料3ページ、4ページに記載しています。

以上が、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れになります。

次に、資料7ページ、8ページを御覧ください。採択希望教科用図書種目別点数一覧（案）です。

次年度から高等学校では、年次進行で新学習指導要領が実施されます。「教科書目録」には、「第1部」に新学習指導要領に基づいて編修された教科書、「第2部」に現行学習指導要領に基づいて編修された教科書が掲載されていて、それぞれの学習指導要領にあわせて教科書を選ぶこととなります。

7ページ「第1部」の教科書は328点、8ページ「第2部」の教科書は714点、合わせて1042点ありますが、うち、県立高校で選定された教科書は713点（68.4%）にのぼることから、幅広く様々な教科用図書が選定されています。

ここからは、県立高等学校における採択希望教科用図書について御説明します。「高等学校」のラベルがあるページからは、各学校から報告された採択希望

教科用図書を学校別にまとめたものです。

本日は、例として、阿蘇中央高校について御説明します。ページ数は、20ページから21ページです。

阿蘇中央高校には、普通科、総合ビジネス科、農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科と5つの学科が設置されていて、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で108冊選定されています。

20ページのマーカー部を御覧ください。数学の数学Ⅰの教科書が2冊、選定されています。実際の教科書はお手元にあるとおりです。

「新編 数学Ⅰ」は普通科の教科書として選定されています。A版の小さい方の教科書で、例、例題だけでなく応用例題も設けられています。教科書20ページを御覧ください。20ページから22ページにわたり応用例題が4題掲載されています。

一方、「新 高校の数学Ⅰ」は、普通科以外の4学科の教科書として選定されています。大きい方の教科書8ページを御覧ください。イラストが多く、各節の初めに義務教育の学習内容の学び直しを行うことで定着を図り、円滑に高校への移行ができる内容になっています。8ページから10ページが学び直しになります。

このように、同じ「数学Ⅰ」でも、学科における生徒の実態に応じた教科書を選定しています。

ここで、先ほど御説明しました「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」について御説明します。

51ページから52ページの熊本工業高校を御覧ください。52ページ下段に熊本工業高校における「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を掲載しています。科目「繊維製品」では「新版テキスタイル製品」という一般図書を教科書として選定しています。この図書の表紙、目次、奥付のコピーはお手元にあるとおりです。

県立高校の中で25校の学校が「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定しており、その一覧は冒頭の資料9ページにまとめています。

阿蘇中央高校、熊本工業高校を例に御説明しましたが、最初に申しあげましたとおり、各学校において適切に選定された教科書であるのか、事務局において、提出された約3000枚の選定理由書等をもとに、各教科の担当指導主事が確認し、指導、助言を行いました。

その後、8月26日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところです。

高校教育課の説明は以上です。

特別支援教育課長

続いて、特別支援教育課から県立特別支援学校高等部における令和4年度使用教科用図書採択案について御説明します。

それでは、お手元の「特別支援学校」のラベルを付けていますページを御覧ください。高等部のない松橋東支援学校を除く、19校の採択案です。

1ページ、2ページには、①文部科学省検定済教科書、②文部科学省著作教科書、それから、③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用する学校と採択点数についてお示ししています。

はじめに①検定済教科書ですが、特別支援学校高等部のうち、ア、イにあります盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校は、知的障がいに伴わない生徒が在籍しています。この4校に在籍する生徒に対しては高等学校に準ずる教育課程を編成し、高等学校の検定済教科書を使用しています。続いて、ウ、エを御覧いただきますと、知的障がい特別支援学校であるひのくに高等支援学校、天草支援学校の2校においても、生徒の実態に応じて検定済教科書が選定されています。例えば、ひのくに高等支援学校では、「保健体育」について、高等学校用の検定済教科書が、同じくひのくに高等支援学校、並びに天草支援学校高等部では、生徒の実態によって、小・中学校用の検定済教科書がそれぞれ選定されています。各学校の採択案ですが、3ページから9ページまでに一覧に示しています。

4ページを御覧ください。こちらには、盲学校における弱視の生徒が使用する検定済教科書を掲載しています。盲学校の一覧の一番右の列にあります備考欄に「原本」とあります。「原本」とは、高等学校用の教科書目録に登載された教科書のうち、点字翻訳される検定済教科書として選定された教科書のことです。こちらは後ほど③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で御説明する点字教科書、拡大教科書の基となる通常の教科書になります。4ページの備考欄の下から2つ目の「原本」と表記がないNo. 39「家庭基礎」の点字教科書及び拡大教科書については、ボランティアに作成依頼することになります。

次に、1ページ下段を御覧ください。②著作教科書について御説明します。

こちらの18校が著作教科書を選定しています。詳しくは、10ページから28ページまで各校の採択希望図書を載せています。

著作教科書は、特別支援学校用教科書目録に登載されていて、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用の教科書にあたります。小・中学部用に作られたものですが、高等部生徒においても発達段階に応じて選定しています。

最後に、③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について御説明します。再度2ページを御覧ください。19校が学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定しています。

これらの教科用図書は、①検定済教科書、②著作教科書が生徒の実態に合わない場合に使用することが可能とされています。各校からの採択案については、29ページ以降に掲載しています。

一例を御紹介します。30ページを御覧ください。

1番から40番の教科書は、先ほど御説明した盲学校が、原本として挙げました検定済教科書を基にして作成される点字教科書及び拡大教科書です。41番から92番までの教科書は、知的障がいを併せ有する生徒が使用する図書として選定したものです。また、93番から145番までは、高等部理療科等で使用する鍼、灸や按摩、指圧師としての国家資格を取得するための専門的図書です。

35ページ、36ページを御覧ください。ここには、知的障がい教育校の熊本はばたき高等支援学校が選定した学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を載せています。

熊本はばたき高等支援学校は、学習の一環として、清掃作業、オフィス事務、喫茶サービス、介護等に取り組んでいて、卒業後の自立と社会参加に向けた学習に応じて教科用図書を選定しています。

いくつかの学校を取り上げて教科書の種類や採択希望教科書の一部を御説明し

ましたが、採択案には、生徒一人一人の実態に合うように調査研究を行いました。各校の教育課程に応じた教科ごとに検討された教科書を採択案として挙げています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

毎年このようにたくさんの教科書を選定していただき、ありがとうございます。前年度採択した教科用図書を翌年も採択すればよいと簡単に考えてしまうのですが、毎年新規に選ばれた教科用図書が示されていて、毎年子ども達にもっと良いものを探しておられるおかげだと思います。重ねて感謝申し上げます。

特別支援教育課長

ありがとうございます。

西山委員

教科用図書はしっかり検討されていて良いと思います。

なかでも、特別支援学校採択案の38ページに示されている鏡わかあゆ高等支援学校の保健体育について、PHP研究所の「よくわかる障がい者スポーツ」が挙げられています。東京パラリンピックを観ていて、特別な支援が必要な児童生徒にとっては、スポーツをとおした教育が重要であると特に感じました。ここの部分をクローズアップしていただき、スポーツに接する機会を増やしていただけたらと思います。これだけのスポーツの種類があるのかと初めて知った競技もありましたので、輪を広げることの重要性を感じています。

つきましては、これらの教科用図書もそうですが、保健体育・スポーツという部分での教材活用を広げ、共生社会の実現を図る、また、お互いが認識していける教育が重要であると考えます。

今回のパラリンピックが起点になると考えますので、保健体育分野の教育プログラムを構築する上で、施設や用具等の配備面も充実させていただきたいです。

特別支援教育課長

従来から特別支援学校においては、子ども達にとってスポーツは大変効果のある学習活動であると思っています。社会に出るときに必要な体力づくり、それから、社会に出てからの余暇活動としても非常に大きな可能性を秘めています。一例を挙げますと、小国支援学校では交流の一環で、以前からフロアホッケーに取り組んでいて、児童生徒が地域に呼び掛けてスポーツを通じて楽しむ取組みを行っています。子ども達の実態に合わせて、スポーツにも取り組んでいきたいと思っています。

教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告(1) 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会のこれまでの対応及び今後の方向性について」

教育政策課長

教育政策課です。報告(1) 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員

会のこれまでの対応及び今後の方向性について」御説明します。

最初に、A4の「新型コロナウイルス感染症に係る感染者数及び教職員のワクチン接種状況について」と記載している資料を御覧ください。児童生徒及び教職員の現在の状況について御報告します。

まず、1ですが、令和2年度と令和3年度の感染者数の比較になります。今年度は8月末までの合計ですが、一番右の総計で505人と、すでに昨年度107人を大きく上回っており、約5倍となっています。

次に、2ですが、今年の7月と8月の感染者数の比較になります。8月のいわゆる第5波においては、若年者の感染増というデルタ株の特徴から、特に児童生徒の感染が7月の19人から、8月は345人と大幅に増加しています。

次に、3の学校クラスターの一覧ですが、こちらは県立学校及び熊本市を除く市町村教育委員会分となります。昨年度以降4校で発生していて、うち2校は、今年8月以降に発生しています。

最後に、4の教職員のワクチン接種状況ですが、全体では9月1日時点で接種済みが81.8%、うち2回接種が57.8%で、未接種であるが予約済みが5%、予約予定ありが7%となっています。校種別では市町村立が比較的接種が進んでいるという状況です。

続いて、A3の資料「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」と書かれた資料を御覧ください。前回の定例会では、資料左側の7月30日までの取組みについて御説明しましたので、本日はその後の状況について御説明します。

まず、左下の8月5日ですが、点線の枠囲みにありますように、県立学校長宛てに通知を發出しています。これは、8月8日から8月31日までまん延防止等重点措置が適用されることになったことに伴い、その上に記載している7月30日の県立学校宛て通知の内容である、県独自の熊本蔓延防止宣言に基づいて、国のステージ4で予定していた対策を前倒して実施することとした対応を8月末まで延長することとしたものです。

続いて、右側の8月19日に再度、県立学校長宛てに通知を發出しています。内容は、8月31日までとされていたまん延防止等重点措置が、9月12日まで延長されることになったため、対策の期間についてもさらに9月12日まで延長することとしたものです。さらに、8月19日の通知では、枠囲みの一番下に記載していますように、学校でのクラスター発生を予防するため、教職員、児童生徒、保護者に対し、それぞれ学校及び家庭での感染防止対策を徹底するよう、働きかけを行っています。

次に8月24日ですが、この日は、知事及び教育長による共同記者会見が開かれ、県立学校における夏季休業明け始業時の感染症対策について説明を行っています。併せて、同日付で県立学校長宛てに通知を發出し、改めて感染症対策を徹底することとしたところです。

参考までに、次ページ以降に通知文を添付していますが、概要については、このA3資料右下で説明させていただきます。

通知の概要です。熊本市に所在する県立高校については、準備が整い次第、分散登校を実施し、必要に応じて時間短縮や時差登校も可能な限り実施する。また、熊本市以外の県立高校、県立中学校については、地域や学校の感染状況に応じて、時間短縮や時差登校を実施する。なお、熊本市からの通学者が多い場合、地域等の感染状況によっては、分散登校を実施するとしています。

次に特別支援学校ですが、こちらは万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とする。なお、地域の感染状況や隣接する医療機関との協議によっては、臨時休業または分散登校を実施するとしています。

一番下の欄、部活動の対応ですが、9月12日まで原則中止としています。

概要は以上ですが、以降に通知添付していますとおり、市町村教育委員会に対しても、同日付で地域の感染状況、学校の実情に応じて適切に対応するようにと通知を发出しています。

続いて、A3の資料の次のページに、8月24日付の県立学校長宛の通知を添付しています。その2ページ後ろに、同じく同日付の、各市町村教育長宛の通知を添付していますが、さらに2ページ後ろに、左上に報道資料と書かれた「県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策に係る分散登校の状況について」の資料を御覧ください。

こちらは、9月3日時点の分散登校等を実施している県立学校や市町村教育委員会の状況をまとめたものです。熊本市内の県立高校は、全11校が分散登校、時間短縮は7校、時差登校は7校となっています。熊本市以外の県立高校ですが、全39校中分散登校が10校、時間短縮が23校、時差登校が13校です。県立中学校は、全3校中分散登校が2校、時間短縮が2校、時差登校が1校です。県立特別支援学校は、全20校中分散登校が3校、時間短縮が1校、時差登校が1校です。

次の2ページが各県立高校、県立中学校の対応、また、3ページが各県立特別支援学校の対応をまとめた一覧となっています。

次の4ページは、市町村教育委員会の対応状況です。8月31日時点で、時差登校が2市2町、分散登校が1市、時間短縮が5市3町となっています。

次の5ページは、それぞれの市町村教育委員会の対応をまとめた一覧です。

最後に6ページを御覧ください。分散登校については、感染症対策の期間として三密を回避するため、各学校の状況に応じ、例えば1クラスを午前と午後のグループに分ける、あるいは、学年ごとに登校日を設定するという形で対応しています。御覧いただいている資料は、分散登校の際にICTをいかに活用し、学びを保障していくか、各学校で具体的に取り組んでいる内容をまとめたものです。分散登校を実施しているすべての学校で取り組んでいますのが、(1)オンラインで家庭とつなぎ学習する、の中の③、端末を家庭に持ち帰る等して、クラウドを活用したオンデマンドでの動画の配信や、教師と生徒間での課題のやりとり等を行っています。この他、①のように、学校と家庭間において同時双方向で授業を行ったり、②のように、学校での授業の様子をライブで家庭に配信したりといった取り組みを行っています。また(2)にありますように、分散授業として、1つのクラスをA、B2つの教室に分けて、A教室の授業をB教室の電子黒板に映すという対応を行っている学校もあります。各学校それぞれ工夫して取り組んでいるところです。

最後に、次のA3資料、「まん延防止等重点措置期間後の県立学校等における新型コロナウイルス対応方針(案)」と記載してある資料を御覧ください。

現在の本県のまん延防止等重点措置が、今週末の9月12日までとなっています。延長か否かについては、国において近く決定されることとなりますが、対応方針についての案を事務局で検討整理していますので、御説明します。

一番左の列にあります各区分の対応について、ページ左側が延長される場合、右側が延長されない場合としてそれぞれ記載しています。

まず左側の延長される場合ですが、現在対応している内容からの変更点を中心に御説明します。最初の「文部科学省の衛生管理マニュアルにおける地域の感染レベル」ですが、一番上のレベル3から変更はありません。

次に、分散登校等の対応ですが、現在の対応と変更はありません。なお、夏休み明け始業開始日を遅らせる対応については、すでに始業開始していますので、削除となります。次に、授業等の対応も現状から変更はなく、例で示していますようなリスクの高い活動は行わないこととします。

次の宿泊研修、修学旅行等の対応も、現在の対応と変更ありません。次の学校行事等の対応ですが、終業式が終了していますので、その対応について削除し、それ以外は変更ありません。

最後の部活動の対応ですが、下線部が変更点になります。競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習時間が必要な場合、大会2週間前から、県内に限って練習試合が必要な場合は、事前協議のうえ実施可としています。

次に、右側の延長されない場合について御説明します。基本的にはまん延防止等重点措置が終了するという事で、県内の新規感染者数、医療提供体制等の指標が改善されていることが想定されますので、7月28日付で通知した内容と、ほぼ同じ内容として考えています。

こちら、現在の対応からの変更点を中心に御説明します。まず、地域の感染レベルについては、1つ下がってレベル2に変更となります。次に、分散登校等の対応ですが、感染の状況に応じて臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等を実施することとします。その下の授業等の対応ですが、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することとします。

次の宿泊研修、修学旅行等の対応は、現状と変更ありません。次の学校行事等の対応ですが、現在は、校外における活動は原則実施しないとしています。各学校において、中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断することとします。校内における学校行事についても、各学校において、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断することとします。特別支援学校に来校しての教育相談は、原則として延期、また、現在参加不可としています。応募前職場見学及びオープンキャンパスは、万全の感染防止対策を講じた上での参加とします。市町村学校については、現在の対応と変更はありません。

最後に、部活動の対応ですが、練習試合や合宿は禁止ですが、活動はできることとします。大会は公式大会に限り参加可で、その場合、大会2週間前から県内に限り、練習試合もできることとします。

事務局からの説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

意見になりますが、ICT活用の写真がついている6ページで、(1)(2)にあります主な取組み例について、大変素晴らしいなと思いました。(1)の③オンデマンドと、(2)の分散授業の2つについての意見になりますが、これは熊本県下の先生方で、もっと共有や役割分担が進まないかなと思います。①と②はライブですから、難しいと思いますが、③と(2)は、そういう形での役割分担、あるいは、そういうコンテンツの共有を進めていただくと、まさしく働き方改革につながって、先生も楽になるのではないかと思います。楽になるという

非常に恐縮ですけれども、やはり働き方改革を進めなければいけない中で、大きなこの2つはツールになってくるのではないかと思いました。ぜひそういう方向が可能であれば御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

教育政策課

今回、主な取組み例として、まさに学校と家庭との間で、どういう手法でやるかということを中心に御説明させていただいたのですが、今委員から御指摘がありましたように、まさにこういうやりとりを学校間で共有して、県下全域でいかに工夫できるか、ICTの利点を生かした形で、今後整理を進めていきたいと思っております。

教育長

今、動画についても教育センター等で蓄積が進んでいますし、文部科学省でもNHK等のものを活用できるようになっていますので、今委員から御指摘がありましたように、有効に活用しながら、できるだけ働き方改革にもつながるようにしていきたいと思っております。

ただ一方で、先ほど教科書選定にありましたように、高校の場合は教科書が基本的に各学校間で異なり、時間割も異なるという悩みもありますので、そういうものを考慮しながら対応できればと考えています。

田口委員

最後に御説明いただいたA3の表ですが、そこに事業等の対応とあります。非常に重要な事項かと思っております。例が示されているのですが、この辺りについては学校間で差が出てくると、あまり良くないのかなと思っております。県の方針として、この例示にあるようなことは統一してお示しいただいているのかどうか教えてください。

高校教育課

高校教育課です。授業等の対応で例示しているところについては、各県立高校等においては周知していきまして、学校間でばらつき等がないようにしています。各学校から問い合わせ等の相談があった場合には、本課で適切に助言をしているところです。

木之内委員

県として、小中学生や高校生へのワクチンについては方針か何かは検討されているのですか。

体育保健課

体育保健課です。児童生徒へのワクチン接種については、県の健康福祉部で県民全体にワクチン接種を発信しています。その一つとして、対象となる児童生徒について、希望があれば、ワクチンを接種するよということ、数回の機会を捉えて、通知やお知らせを配布して周知を促しているところです。

また、県で示された方針の中で、親子で一緒に接種という取組みがありまして、そういう取組みも、県の方針に沿いながら、学校現場でもお届けをする中で、少しでも児童生徒のワクチン接種が進んでいけばと取り組んでいるところです。

教育長

他はよろしいでしょうか。

具体的にまん延防止措置が今後延長になるのか、またされないのかについては、まだ国の決定を待っている段階ですけれども、県教育委員会としてはこの資料にありますように、どういう方針が出てもしっかりと対応ができるように、各学校また市町村教育委員会とも連携しながら、対応していきたいと考えています。最

初の感染状況のところがありましたけれども、8月の感染状況を見ていただいても非常に子ども達への感染が広がっていますので、9月に入ってからもしっかりと感染防止対策を徹底しながら、学校で学びの保障と感染防止対策の両立を図っていきたいと考えていますので、引き続きよろしくをお願いします。

木之内委員

例えば、ワクチンを打つときに小中学校を休んだりしなくてはいけない等の場合は、その対応はどのように決まっているのですか。

体育保健課

体育保健課です。児童生徒がワクチン接種によって学校に登校、出席できないときについては、通常の欠席とは異なる対応として出席停止とし、欠席にならないという取扱いを、国の通知を受けて当委員会から周知をして、各学校で対応しているところです。

教育長

他はよろしいですか。

○報告（2） 「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本調査は、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の不安や悩み等を把握し、今後の施策に活かすために、本年4月26日付けで調査を依頼し、5月31日までの期間に、熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に実施したものです。この調査は、昨年6月、10月に引き続き3回目となり、調査の中で不安や悩み等があると回答した児童生徒数等について御報告するものです。

まずは、3の調査結果（1）を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等があると回答した児童生徒数は、33,478人で全児童生徒の30.1%を占めています。校種別では、不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは34.9%の公立小学校で、続いて31.4%の公立中学校、19.7%の特別支援学校、19.5%の県立高等学校となりました。

また、小中学校においては、教育事務所ごとの地域間による大きな差は見られませんでした。

次に裏面の（2）を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。すべての校種で、自分や家族が感染するのではないかと等、新型コロナウイルス感染症そのものに対する不安や悩み等が最も多くなっていて、その次に割合が高かったのが、運動会、体育大会、遠足等の学校行事のこととなっています。

昨年度の10月調査においては、中学校、高校及び特別支援学校において、学習のこと、進路のことに対する不安や悩みが2番目、3番目に入っていました。これは、年度当初に休校期間があったこと等から、受験のことを不安に思う生徒がいたことが原因だったと思われます。本年度は4月から学校がスタートできたことで、学習の進捗等についての不安や悩みよりも、運動会、体育大会等の学校行事や部活動の大会の開催等に関する不安や悩みが高くなったのではないかと考えられます。

その他の項目の結果については、別添の参考資料を御覧ください。

次に（参考）を御覧ください。上段に昨年度のひと月あたりのＳＣによる面談数、下段には、本年度４月、５月分のひと月あたりの面談状況について掲載しています。

まず、面談数については、小中学校で減少していますが、例年、ＳＣによる面談活動が多くなるのが５月以降になることからこのような数値になっていることが考えられます。具体的な相談内容として、「新型コロナウイルス感染症への感染に対する不安から、外出や活動を制限していること」等が、ＳＣの記録から分かりました。

最後に４の今後の対応についてです。昨年度から、人権同和教育課からも啓発等が行われていますが、今後も連携して新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を基に、差別や偏見、いじめ等の未然防止に努めます。

また、学校においては、ＳＣやＳＳＷ等と連携してストレス対処教育やＳＯＳの出し方に関する教育を推進し、児童生徒一人一人のストレスに対する不安や悩みを軽減していきます。

さらに、担任や養護教諭による教育相談の充実を図るとともに、ＳＣやＳＳＷと連携し、学校全体における教育相談体制の充実を目指していきます。

これらのことについては、各学校に調査結果とともに周知し、児童生徒の見守り及び心のケアの推進を依頼することとしています。

なお、現時点においても、学校関係者において新型コロナウイルス陽性反応者が出現していることを踏まえ、本年１０月に２回目のアンケートを実施し、継続した支援に取り組む方針です。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田浦委員

先日、読み物に書いてあったことです。ストレスへの対処法として、よく寝ることが挙げられていました。睡眠を十分とることで自律神経が鍛えられ、嫌なことも忘れることができるかと載っていました。また、一緒にテレビを消して、家族と話をする機会をつくることも挙げられていました。よく学校では、早寝、早起き、朝ごはんということを言われています。子どもが話しやすい雰囲気をつくり、栄養のある食事とともに会話ができる状況をつくるのが非常に大切なようでしたので、家庭との連携も力を入れていただくとありがたいと思います。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。

吉井委員

資料を見ながら思ったことです。２ページの（２）の一番下にあるいじめのことについて、「感染したらいじめられるかもしれない」との回答が最も多かったとありました。例えば、御家族が医療従事者であったりして、そこで感染されたりすれば、また自分も感染するかもしれない、そうしたらいじめられるかもしれないというような思いがあるのかもしれない。

３ページの表を見てみますと、いじめのことにに関してかなりの数の方が該当されています。そして、今後の対応として、正しい情報を基に、差別や偏見の未然防止に努めるとありますが、恐らく、これが今のところまだ完全に機能していない部分があるのだと思います。流行しているウイルスは感染しやすいと言われていますが、決して本人が無責任な訳ではないことや、頑張っている人を尊敬する

こと等をしっかり児童生徒に教えていただきたいと思います。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。

教育長

この調査が5月ということで、恐らく第5波前の、感染が広がる前のアンケートになっています。先ほど説明がありましたように、10月に改めてアンケート調査をする予定にしています。その前に、県教育委員会としても、田浦委員、吉井委員からありました、子ども達や御家族に対して新型コロナウイルス感染症についての情報や、木之内委員からありましたワクチン接種について、改めて学校、子ども、家庭に周知、啓発をしていきたいと思っております。健康福祉部で県のホームページには載せてありますが、県教育委員会としてもしっかり家庭まで情報が届くようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○報告（3） 「令和3年度（2021年度）全国学力・学習状況調査の結果について」

義務教育課長

義務教育課です。報告（3）「令和3年度（2021年度）全国学力・学習状況調査の結果について」御報告します。

まず、結果の概要についてです。教科に関する調査結果は、裏面3番に記載していますが、小学校では、国語は全国平均を上回っており、算数は全国平均とほぼ同じ状況にあります。中学校では、国語は全国平均とほぼ同じ状況にあり、数学は全国平均を下回っています。

質問紙調査結果は、裏面4番に記載していますが、児童生徒質問紙では、「学校に行くのは楽しい」、「学校で、ICT機器を、他の児童生徒と意見を交換したり、調べたりするために使用している」と回答した割合が、全国平均を上回っています。

また、「新型コロナウイルスの感染拡大で休校していた期間中、勉強について不安を感じた」と回答した割合は、全国平均を下回っています。これらは「ICT教育日本一」や、昨年度からの学びの保障に関する学校現場のきめ細かな取り組みの成果によるものと捉えています。

学校質問紙では、「校長として、教員が授業で問題を抱えている場合、率先してそのことについて話し合うことを行った」と回答した割合が、全国平均を上回っています。

次に2番、調査の概要です。本調査は、今年5月27日に、2年ぶりに実施されました。昨年度は、新型コロナウイルスの感染症の影響で中止になっています。調査の目的は資料のとおりです。

調査の対象は、小学校等の6学年、中学校等の第3学年です。

調査の内容は、「教科に関する調査」と「質問紙調査」の2種類です。教科に関する調査では、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学が実施されました。

質問紙調査では、児童生徒に対する調査と学校に対する調査が実施されました。

調査の方式は全員を対象とした悉皆調査で、県の参加状況は資料のとおりです。

次に、裏面を御覧ください。「教科に関する調査結果」の表中の数値は、平均正答率を示しています。また、国の値は、小数点第一位まで公表されていますが、県の値は、国から整数値で公表されています。

結果については、令和元年度とほぼ同様の結果と捉えています。

本県では、コロナ禍に加え、本調査は昨年7月豪雨後の実施であったため、被災地の学校を含め、児童生徒の心のケアを含め、厳しい状況下の中でどのような結果になるか心配もしていましたが、市町村教育委員会や各学校、各支援機関等の努力で、影響も最小限に抑えられたのではないかと考えています。

しかしながら、小学校では概ね全国平均である結果が、中学校で低下する傾向が続いていることについては、多方面から分析していかなければならないと考えています。

「質問紙調査に関する調査の主な結果」として、成果については、冒頭の概要で御説明したとおりですが、本県の継続的な課題としては、「授業で、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表すること」、「家で自分で計画を立てて勉強すること」の2つの項目を挙げています。これらは、全国平均と比較すると本年度も下回っています。

また、これ以外にも「自分で考えること」に関する項目の値は伸びてはいるものの、全国平均と比較するとまだ低く、「授業に対して受け身の姿勢」が伺えます。教師主導の授業から子どもが主体となる授業への転換等、子どもの学びの側に立った視点での取組み・授業力向上を進めていきます。

現在、本県においては、「熊本の学び推進プラン」のもと学力向上施策に集中的に取り組んでいるところです。

一昨年度から新たな形で実施している県学力調査では、各学校や市町村、一人一人の児童生徒の「伸び」に重点を置き、一人一人の状況に応じた学習課題を提供しています。

また、今年度からは「熊本の学び」の推進を支える「熊本の学びアクションプロジェクト」を実施するとともに、課題改善に意欲的に取り組もうとする地域に対して、教育事務所や教育センターと連携して重点的に支援する事業も展開しているところです。

市町村教育委員会及び各学校に対しては、「本県の子ども達を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する」という目標の下で、まずは、国や本課が作成する資料を参考に分析と取組みの改善を行い、12月実施の県学力・学習状況調査に向けて、子ども達の能動的な学びを実現してもらえよう指導・支援していきたいと考えています。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

お伺いします。小学校と比べて中学校に入ると成績が下がるという説明がありましたが、分かる範囲内で、その原因や「もしかして、こういうことも原因ではないか」という心当たりがありましたら、教えてください。

義務教育課長

中学校、特に数学は、継続的な課題です。詳細については分析中ですが、現時点で分かることとして、「解答時間は十分でしたか」という質問項目に対して、本県の生徒は全国から6ポイント下回っていました。今回の数学の問題において、基本的な計算の問題は一問だけです。その他の問題は、全て文章を読んで、読解をして、与えられた条件の中から筋道を立てて、考えて答えを導く問題です。これを解く力が弱いと思っています。計算問題のドリル学習だけではなく、子ども達一人一人に考えさせる授業への転換がまだまだ中学校においては、不十分だと

考えます。また、小学校段階においても、基礎基本の定着を今以上に進めていく必要があると感じています。

教育長

他に何かありますか。

田口委員

裏面の3番について、県のレベルは整数値でしか示してありませんので、微妙に分かりづらいところがあります。これから細かく分析されると思いますが、今日の資料としては、私たちはこれだけでは分かりづらいというのが正直なところだと思います。先ほど、吉井委員から質問がありましたが、今度は小学校と中学校との差だけでなく、国語と算数・数学との差が出た要因はあるのでしょうか。

義務教育課長

国語と算数・数学の差は、問題の全体的な難易度等も違うかと思しますので、一問一問これから丁寧に分析をする必要があると思います。どの問題ができて、どの問題ができなかったのかということを含めて県全体もですが、各管内、各市町村、各学校それぞれにおいて目の前の子ども達がどこに躓いてどこが課題なのか明らかにし、課題を踏まえた対応について、それぞれ取り組んでいただくことが重要ではないかと考えています。

田口委員

教育学部で先生を輩出する側としても原因があるのかと、教員になられてからの研修制度、国語部会、数学部会の充実度等も影響しているのかと思ったところでした。

もう一点お願いします。熊本地震の後、数年後に学力の低下が起こる可能性があるということ、県でも心配されて対応されてきたと思います。その部分についてはいかがでしょうか。上益城等で特別、学力の低下があったのか等、教えていただける範囲でお願いします。

義務教育課長

各管内の分析はこれから行うところですが、影響が残っているかどうかも含めて、きめ細かく分析したいと思っています。地震から5年経ち、当時の状況と一概に比べることはできませんが、被災地からは生活復興支援の復興途上にあると伺っています。質問紙調査を含めてしっかり分析していきたいと思っています。

教育長

他に何かありますか。

田浦委員

算数についてですが、私の感覚だと、かけ算の頃から苦手意識を持つような子、ついていけなくなる子が増えてくると思います。かけ算は、家庭でお風呂に入りながら保護者が言わせる等のそういう習得にける時間が必要だと思います。しかし、なかなかそこに時間をかけられない家庭も増えてきていると思います。タブレットが導入され、その子がどこで躓いているか、分かっているのか、分かっているのか等、それが見える形で分かるようになってきたと思いますので、是非、そういう子たちを救い上げて、苦手意識を持たせない、分かっている子以上にその子たちに時間をかけてくれるような取組みをお願いしたいと思います。時間もかかるでしょうし、大変な労力をお願いしますが、その点は是非取り組んでいただきたいと思います。

義務教育課長

田浦委員がおっしゃるとおり、算数の小学校低学年での躓きが後々まで影響を

及ぼすのは事実だと思います。タブレットの活用を含め、誰一人取り残さないきめ細かな指導を、各学校、先生において取り組んでいただくよう、我々も市町村教育委員会にお願いしているところです。各学校からは、授業の指導以外にも様々なことをやる必要があり、なかなか授業のための時間が取れないことがもどかしいという声もいただいています。子ども達のために先生方には日々頑張っていると思います。より一層、子ども達に対して時間をかけられるよう、先生方の働き方改革を含めて、市町村教育委員会、各学校を支援していけるよう努めていきます。

教育長

他に何かありますか。

西山委員

学力の向上ということで、自ら学ぶことがポイントになると思いますが、4番の調査結果について、ICT教育日本一を目指す中で、全国平均レベルよりもICTを使っている割合が15%以上高いのに、次の項目の「学習した内容について、分かった点や、よくわからなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」は全国平均を下回っています。ICTを使っているのに、低いというのはおかしいと思います。また、一番下の項目で「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」という部分も、ICTを使って、分からないところを勉強するという計画を立てればもっとできるのではないかと思います。ICTを使っているという回答が多いのはいいのですが、質が伴っていないのではないかと思います。ここのところをもっと詰めなければならぬのではないのでしょうか。ICTの活用では、YouTubeで分からないところを教えてくれる人がいて結構ためになります。ICTの使い方、あるいはICTでの勉強の仕方を教えてくれるものがないといけないのではないかと思います。もっと画一化してくれば、先ほどの話の中でもありましたが、アクセスログを取る等もあります。しかし、その辺は非常に難しいと思います。ICTを使った勉強の仕方の冊子を作って配っていただく等の方法がないと、アクセスはしているけれども、分からなかったことを見直していないというおかしなことになり、ICTと学力の連携がうまくできていないのではないかと考えています。これだけアクセスをしているのであれば、もっと家庭学習の質が上がるべきだし、分からないことが解決するはずだし、全国の平均より上に行くはずだと思います。基本的な使い方を皆で共有できればと思います。よろしくお願いします。

義務教育課長

まさしく御指摘のとおり、量は全国以上だけれども、質が伴っているのかということだと思います。今回、家庭学習の結果は低かったということで、今後の詳細な分析になりますが、この数値がとても高かった学校があるかと思います。そのような学校でどのような宿題の出し方をしているのか、ICT機器を活用しているのか、そこについてはきちんとノウハウを収集して、それを他の学校へ伝えていこうと思います。現在は御指摘のとおり、何とか使おうということでとどまっている学校も多いかと思います。今後は活用の質が高まるように、しっかりと取り組んでいきます。

教育長

他に何かありますか。

本県の場合、小学校から中学校に上がる段階で学力の低下が生じているというのは、これまでもずっと続いています。それを少しでも解消できるように今年度

4月から中1で35人学級を導入させていただきました。ぜひその成果が見えるようにしていきたいと思えます。ICTについても、4月から1人1台の環境、ハード面が整いましたので、これからいかにソフトとして活用できるのかということが課題であると我々も認識しています。全国学力・学習状況調査以外に県で独自の学力・学習状況調査も行っています。それは、一人一人の課題、弱み強みが出るような分析も行っています。そういうものと結びつけながら、ICTを活用して、一人一人にオーダーメイドで、個別最適化につながるような取組みをしっかりと進めていければと思っています。田浦委員からかけ算の躓きの話がありましたが、低学年から、躓きのある子ども達にどう関わっていくのかが課題だと思っています。小学校低学年から下位層の子ども達は高学年になっても下位層のまま、なかなか下位層の子ども達が上位層に抜けるのは難しい状況です。そういった意味でも低学年での下位層の子ども達をいかに少なくしていくのかというのが我々の課題認識でもあります。今後そういう面についても取組みを進めていければと思っています。

ただ、私が一番嬉しかったのは、2ページの4の質問事項「学校へ行くのは楽しいですか」の質問で、こちらの評価が非常に全国より高くなっています。これは令和元年度も同じような結果だったと思っています。やはりこのところは、我々は忘れずに、子ども達が楽しんで学校に行けるようなことをしっかりと評価していただける学校づくり、運営をしていきたいと思っています。これは我々だけではなく市町村教育委員会、学校、先生方の成果だと思っていますので、そういう成果もしっかり評価しながら取組みを進めていければと思っています。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き今後ともよろしくお願ひします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和3年（2021年）10月5日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時30分。